NISA対象
成長投資枠

※年2回決算・資産成長型がNISA対象です。

月次レポート



明治安田フィデリティ・セミコンダクター・ファンド
（年2回決算・資産成長型）／（毎月決算・予想分配金提示型）
追加型投信／海外／株式

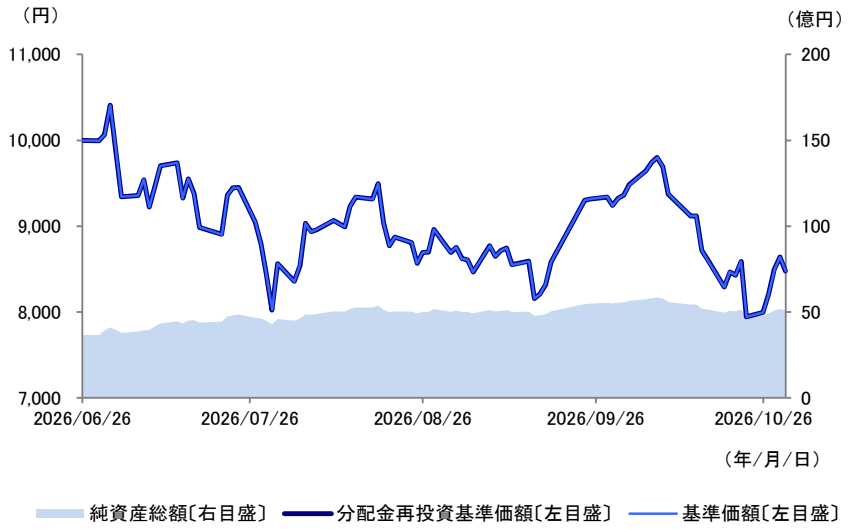
作成基準日：2026年10月30日
資料作成日：2026年11月18日

【日本経済新聞掲載名】セミコン成長

※当ファンドは、特化型運用を行います。

明治安田フィデリティ・セミコンダクター・ファンド（年2回決算・資産成長型）

基準価額・純資産総額の推移



※ 分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

設定日	2026年6月26日
信託期間	無期限
決算日	3月、9月の各16日 （休業日の場合は翌営業日）
信託報酬率	後記の「ファンドの費用・税金」参照

基準価額・純資産総額

基準価額	8,475円
前月末比	−848円
純資産総額	50億円

分配金実績

第1期	2026/09	0円
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
設定来累計		0円

※ 分配金は10,000口あたりの税引前の金額
※ 分配金は増減したり支払われないことがあります。

期間別騰落率

期間	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
ファンド	−9.1%	−1.0%	—	—	—	−15.3%

※ 基準価額の騰落率は分配金再投資基準価額で算出しています。

資産別構成

	比率
フィデリティ・セミコンダクター・ファンド（適格機関投資家専用）	98.6%
明治安田マネープール・マザーファンド	0.1%
短期金融資産等	1.4%

※ 比率は純資産総額に対する比率です。

NISA対象
成長投資枠

※年2回決算・資産成長型がNISA対象です。

月次レポート



明治安田フィデリティ・セミコンダクター・ファンド
（年2回決算・資産成長型）／（毎月決算・予想分配金提示型）
追加型投信／海外／株式

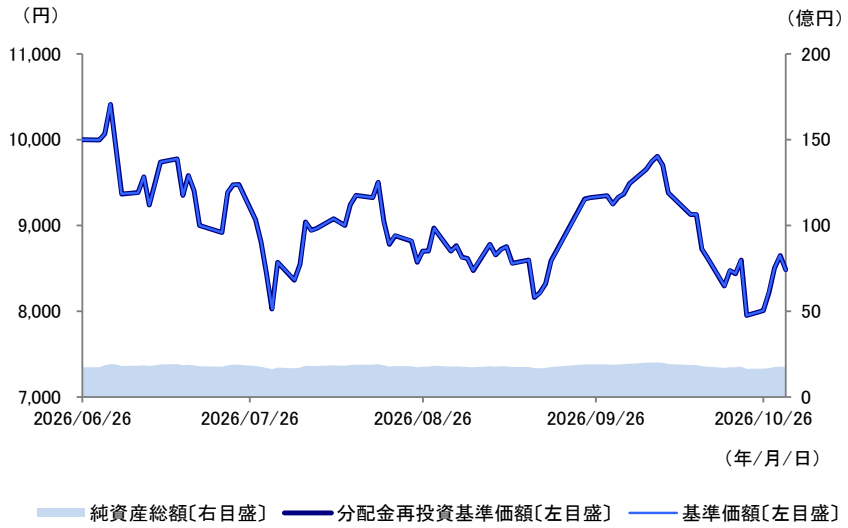
作成基準日：2026年10月30日
資料作成日：2026年11月18日

【日本経済新聞掲載名】セミコン毎月

※当ファンドは、特化型運用を行います。

明治安田フィデリティ・セミコンダクター・ファンド（毎月決算・予想分配金提示型）

基準価額・純資産総額の推移



※ 分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

設定日	2026年6月26日
信託期間	無期限
決算日	毎月16日 （休業日の場合は翌営業日）
信託報酬率	後記の「ファンドの費用・税金」参照

基準価額・純資産総額

基準価額	8,484円
前月末比	−847円
純資産総額	17億円

分配金実績

第1期	2026/09	0円
第2期	2026/10	0円
―	―	―
―	―	―
―	―	―
直近1年間累計		0円
設定来累計		0円

※ 分配金は10,000口あたりの税引前の金額
※ 分配金は増減したり支払われないことがあります。

期間別騰落率

期間	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
ファンド	−9.1%	−1.0%	―	―	―	−15.2%

※ 基準価額の騰落率は分配金再投資基準価額で算出しています。

資産別構成

	比率
フィデリティ・セミコンダクター・ファンド（適格機関投資家専用）	98.9%
明治安田マネープール・マザーファンド	0.2%
短期金融資産等	1.0%

※ 比率は純資産総額に対する比率です。

NISA対象
成長投資枠

※年2回決算・資産成長型がNISA対象です。

月次レポート



明治安田フィデリティ・セミコンダクター・ファンド
（年2回決算・資産成長型）／（毎月決算・予想分配金提示型）
追加型投信／海外／株式

作成基準日：2026年10月30日
資料作成日：2026年11月18日

組入投資信託の状況

フィデリティ・セミコンダクター・ファンド（適格機関投資家専用）はファミリーファンド方式により運用を行っており、以下は、「フィデリティ・セミコンダクター・マザーファンド」の資産の状況です。

資産別構成

	比率
株式	97.6%
短期金融資産等	2.4%

国・地域別構成

	比率
1 アメリカ	89.6%
2 オランダ	3.2%
3 台湾	2.7%
4 ケイマン諸島(英領)	1.1%
5 イスラエル	1.0%

業種別構成

	比率
1 半導体	78.0%
2 半導体素材・装置	16.1%
3 テクノロジー ハードウェア・コンピュータ記憶装置・周辺機器	2.6%
4 電子部品	0.8%

通貨別構成

	比率
1 アメリカ・ドル	100.0%
2 日本・円	-

組入上位10銘柄

銘柄数：29

	銘柄名	国	業種	比率	事業内容
1	エヌビディア	アメリカ	半導体	23.9%	AI、データセンター、グラフィックス向けGPU（画像処理半導体）の開発・販売を手がける半導体設計会社。
2	ブロードコム	アメリカ	半導体	12.2%	通信、ネットワーク、データセンター向け半導体およびソフトウェアの開発・提供を手がける半導体設計会社。
3	アドバンスト・マイクロ・デバイセズ（AMD）	アメリカ	半導体	7.1%	CPU（中央演算処理装置）、GPU（画像処理半導体）の開発・販売を手がける半導体設計会社。
4	マイクロン・テクノロジー	アメリカ	半導体	6.6%	DRAM（主記憶装置）やNANDフラッシュメモリーの開発・製造を手がけるメモリー半導体会社。
5	アナログ・デバイセズ	アメリカ	半導体	4.9%	信号処理や電源管理向け半導体の開発・製造・販売を手がけるアナログ半導体会社。
6	ラムリサーチ	アメリカ	半導体素材・装置	4.0%	半導体製造工程向けのエッチング装置や成膜装置の開発・販売を手がける半導体製造装置会社。
7	マーベル・テクノロジー	アメリカ	半導体	3.6%	データセンター、通信、ストレージ向け半導体の開発・販売を手がける半導体設計会社。
8	インテル	アメリカ	半導体	3.4%	CPU（中央演算処理装置）やAI向け半導体の開発・製造・販売を手がける総合半導体会社。
9	KLA	アメリカ	半導体素材・装置	3.2%	半導体製造工程向けの検査・計測装置の開発・販売を手がける検査装置会社。
10	ASMLホールディング	オランダ	半導体素材・装置	3.2%	半導体製造工程向けの露光装置の開発・製造を手がける半導体製造装置会社。

※ 比率は純資産総額に対する比率です。
※ 業種はGICS（世界産業分類基準）の分類を用いています。
※ 当内容は作成基準日のものであり、フィデリティ投信株式会社の提供するデータを基に明治安田アセットマネジメントが作成しております。



明治安田フィデリティ・セミコンダクター・ファンド
（年2回決算・資産成長型）／（毎月決算・予想分配金提示型）
追加型投信／海外／株式

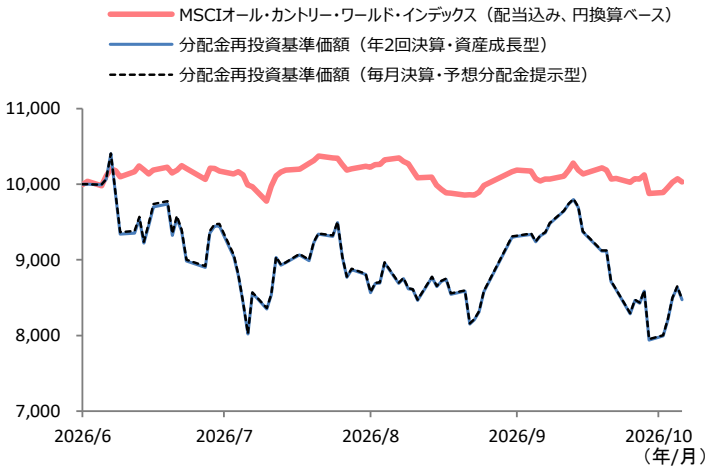
作成基準日：2026年10月30日
資料作成日：2026年11月18日

市場動向

上旬は、雇用統計を受けて追加利上げ観測が後退したことなどから上昇したものの、ＡＩ（人工知能）関連企業の成長性を巡る懸念から、半導体株を中心に上値の重い展開となりました。中旬は、インフレ指標の加速や原油価格の上昇に加え、ＡＩ関連企業の資金調達への懸念が重しとなり、テクノロジー株を中心に下落しました。下旬は、ＡＩ関連株への買い戻しから一時反発したものの、主要テクノロジー企業の決算発表後に売りが強まり、月末にかけて下落しました。月間では、ディフェンシブ性の高い銘柄群が上昇した一方で、ＡＩ関連株や大型ハイテク株は相対的に軟調でした。

ＭＳＣＩオール・カントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円換算ベース）は、前月末比-0.1%でした。

米ドルは対円で前月末比小幅に上昇（円安ドル高）しました。9月の日銀金融政策決定会合後の総裁会見で今後の利上げに慎重な姿勢が示され、中旬にかけて緩やかなドル高基調となる中、世界的に株式相場が急落するとリスク回避の動きからドルは売られました。ＦＯＭＣ（米連邦公開市場委員会）で政策金利は据え置かれましたが、ＦＲＢ（米国連邦準備制度理事会）議長がインフレの高止まりを強調したことにより、早期利上げ観測が強まると再び上昇しました。



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものとして算出しています。
※市場動向を把握するため分配金再投資基準価額とMSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円換算ベース）を併記しています。MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円換算ベース）は設定日前日を10,000として指数化しています。
※出所：Bloomberg

運用経過

当ファンド

明治安田フィデリティ・セミコンダクター・ファンド（年2回決算・資産成長型）／（毎月決算・予想分配金提示型）の基準価額は前月末比で下落しました。運用方針に基づき「フィデリティ・セミコンダクター・ファンド（適格機関投資家専用）」（以下「投資信託証券」ということがあります。）への投資比率を高位に維持しました。

投資信託証券

組入投資信託証券の基準価額は前月末比で下落しました。当月は、保有していたアナログ半導体関連銘柄が上昇した一方で、ＣＰＵ（中央演算処理装置）関連銘柄が下落しました。

今後の運用方針

長期的にはＡＩ関連投資とＡＩの普及がもたらす成長機会について引き続きポジティブに捉えていますが、一方、特に米国中間選挙後に懸念が高まっているデータセンター建設を巡る規制や政策の動向については、注視する必要があります。こうしたリスクへの対応として重要なのは、業界全体を一括りに捉えるのではなく、変動する環境の下でも競争力を維持し相対的に優れた業績を実現できる企業を見極めることだと考えています。企業の競争力やバリュエーションを個別に分析し、企業価値と株価との乖離に着目して投資することで、中長期的な資産成長を目指してまいります。

引き続き、組入投資信託証券を通じて、主として日本を除く世界の金融商品取引所に上場している半導体関連株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。ポートフォリオの構築にあたっては、徹底したボトムアップアプローチによる企業のファンダメンタルズ分析や、経営者との面談等による銘柄分析を通じて、中長期的な業績拡大によって株価上昇が見込まれる銘柄を選定します。

※ MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Incに帰属します。また当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はございません。

明治安田フィデリティ・セミコンダクター・ファンド（年2回決算・資産成長型）／（毎月決算・予想分配金提示型）

追加型投信／海外／株式

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

●組入投資信託証券を通じて、主として日本を除く世界の金融商品取引所に上場している（これに準ずるものを含みます。）半導体関連株式*（DR（預託証券）を含みます。）等を主要投資対象とします。

・当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
・組入投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。

■当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は以下の通りです。

ファンドの名称	主要投資対象
フィデリティ・セミコンダクター・ファンド（適格機関投資家専用）	世界の株式（日本を除く）
明治安田マネープール・マザーファンド	日本の公社債等

*半導体関連株式とは、半導体・半導体製造装置等の設計・製造にかかわる企業のほか、これらの企業に製品・サービスを提供する企業等、半導体産業の中長期的な成長を享受する企業の株式をいいます。

当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、一般社団法人資産運用業協会規則に定める寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するファンドをいいます。

※寄与度とは投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める割合または運用管理等に用いる指数における一発行体あたりの構成割合をいいます。

当ファンドが主要投資対象とする組入投資信託証券は、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性が高い支配的な銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には大きな損失が発生することがあります。

●ポートフォリオの構築にあたっては、徹底したボトムアップアプローチによる企業のファンダメンタルズ分析や、経営者との面談等による銘柄分析を通じて、中長期的な業績拡大によって株価上昇が見込まれる銘柄を選定します。

●組入投資信託証券の運用はフィデリティ投信株式会社が行います。
なお、フィデリティ投信株式会社は、当該組入投資信託証券の主要投資対象である、フィデリティ・セミコンダクター・マザーファンドについて、その運用の指図に関する権限の一部をFIAM LLCに委託します。

●実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

●資産成長型と予想分配金提示型の2つのファンドからご選択いただけます。

分配方針

＜資産成長型＞

年2回（3月、9月の各16日。休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

＜予想分配金提示型＞

毎月16日（休業日の場合は翌営業日。）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
原則として、計算期末の前営業日の基準価額※に応じて、以下の金額の分配を目指します。ただし、決算日にかけて基準価額が急激に変動した場合等には、以下の通りの分配金額が支払われないことがあります。
※基準価額は1万口当たりとし、既払分配金を加算しません。

毎計算期末の前営業日の基準価額	分配金額（1万口当たり、税引前）
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

＜各ファンド共通＞

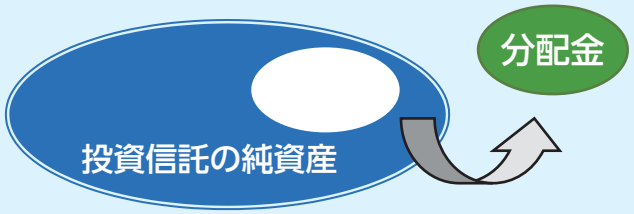
・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
・収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※基準価額に応じて、分配金額は変動します。基準価額が上記の各水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を続けるというものではありません。
※分配金を支払うことにより基準価額は下落します。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

《投資信託で分配金が支払われるイメージ》

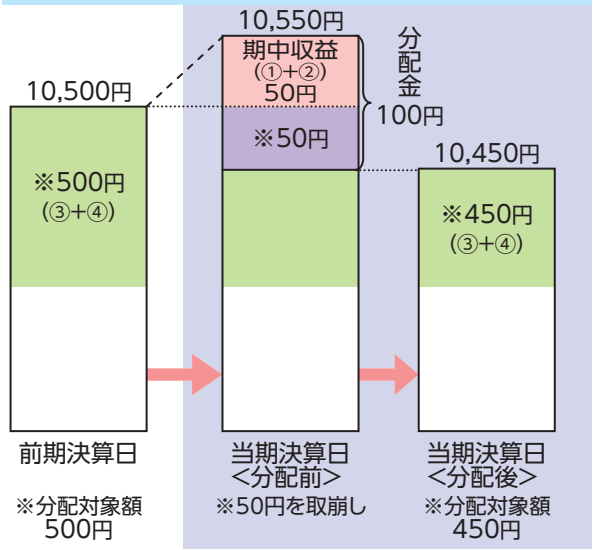


*上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

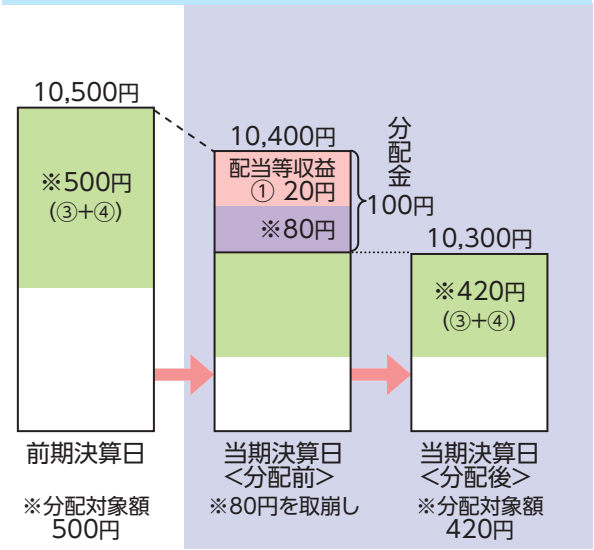
●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



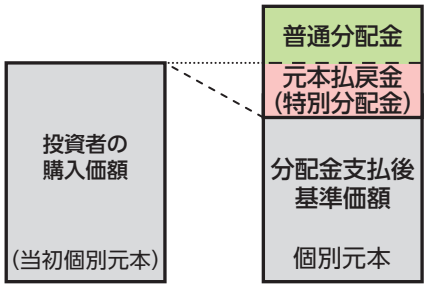
（前期決算日から基準価額が下落した場合）



（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

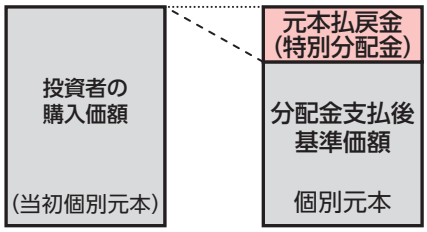
●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金（特別分配金）は、実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの**運用により信託財産に生じた運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。**

したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。**

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

<主な変動要因>

株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。 ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
特定業種の銘柄に投資するリスク	ファンドは、特定業種（半導体関連企業）の銘柄に投資するため、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広い銘柄に分散投資する場合と比べてファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。
特化型運用にかかるリスク（銘柄集中リスク）	当ファンドが主要投資対象とする組入投資信託証券は、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性が高い支配的な銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には大きな損失が発生することがあります。当ファンドは、分散投資を行う一般的な投資信託とは異なり、実質的に銘柄を絞り込んだ運用を行うため、市場動向にかかわらず基準価額の変動は大きくなる可能性があります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。取引の相手方に債務不履行等が起こった場合、その影響を大きく受け、ファンドの基準価額を大幅に下げる要因となります。
流動性リスク	有価証券等を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。
  投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
  分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

明治安田フィデリティ・セミコンダクター・ファンド（年2回決算・資産成長型）／（毎月決算・予想分配金提示型）

追加型投信／海外／株式

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
購入価額	①当初申込期間:1口当たり1円とします。 ②継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問合わせください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに販売会社が受付を完了した分を当日の申込みとします。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。
購入・換金申込不可日	申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付を行いません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他合理的な事由(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等を含みます。)があると委託会社が判断したとき、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金申込を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2026年6月26日設定)
繰上償還	主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったときは、繰上償還を行います。信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、その他この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	**<資産成長型>** 3月、9月の各16日(休業日の場合は翌営業日。) **<予想分配金提示型>** 毎月16日(休業日の場合は翌営業日。)
収益分配	**<資産成長型>** 年2回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 **<予想分配金提示型>** 年12回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※各ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社へお問合わせください。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 **※資産成長型は、NISAの「特定非課税管理勘定(成長投資枠)」の対象です。** 販売会社によって取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社へお問合せください。 予想分配金提示型は、NISAの対象外です。 なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更されることがあります。
スイッチング	各ファンド間でスイッチングが可能です。 ※販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社へお問合せください。

ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、**3.3%(税抜3.0%)**を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、年1.177%(税抜1.07%)の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。 **<内訳>** 配分 / 料率(年率) 委託会社 / 0.385%(税抜0.35%) 販売会社 / 0.77%(税抜0.7%) 受託会社 / 0.022%(税抜0.02%) 投資対象とする投資信託証券*1 / 0.715%(税抜0.65%)程度*2 実質的な負担*1 / **1.892%(税抜1.72%)程度** *1 有価証券届出書提出日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。 *2 投資対象ファンドの信託報酬となります。このほか以下の費用等が投資対象ファンドから支払われます。また、法定書類等の作成に要する費用、監査費用等については、年率0.10%(税込)を上限として投資対象ファンドから支払われるため、上記の信託報酬を実質的に上回ります。 ・組入有価証券の売買委託手数料 ・投資信託財産に関する租税 ・信託事務の諸費用　等 (前記は運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。)
その他の費用・手数料	信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0055%(税抜0.005%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して ……20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して ……20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※受益者が確定拠出型年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
※法人の場合については上記とは異なります。
※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。
税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

明治安田フィデリティ・セミコンダクター・ファンド（年2回決算・資産成長型）／（毎月決算・予想分配金提示型）
追加型投信／海外／株式

販売会社一覧

※お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

販売会社名		登録番号	加入協会				備考
			日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	
証券会社							
今村証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長（金商）第3号	○	○			※
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第128号	○				

※明治安田フィデリティ・セミコンダクター・ファンド（年2回決算・資産成長型）のみを取り扱っております。

当資料ご利用にあたっての留意事項

○ 当資料は、明治安田アセットマネジメント株式会社が運用状況をお知らせすることを目的に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

○ 投資信託のお申込みを行う場合には投資信託説明書（交付目論見書）を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書（交付目論見書）で内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

○ 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。投資信託の運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

○ 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

○ 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

○ 当資料の運用実績に関するグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

○ 当資料に指数・統計資料等が記載される場合、それらに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、それらを作成・公表している各主体に帰属します。各主体は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。

○ 当資料に記載された見解・見通し・投資方針は作成時点における明治安田アセットマネジメント株式会社の見解等であり、将来の経済・市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

○ 当資料に掲載された個別の銘柄や企業名は参考情報であり、これらの銘柄について取得勧誘や売買推奨を行うものではありません。また、将来の組入れを示唆または保証するものではありません。

委託会社、その他関係法人の概要

委託会社　ファンドの運用の指図等を行います。
明治安田アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405 号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会

<ファンドに関するお問い合わせ先>
明治安田アセットマネジメント株式会社
フリーダイヤル 0120－565787（営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス　https://www.myam.co.jp/

受託会社　ファンドの財産の保管および管理等を行います。
三菱UFJ信託銀行株式会社

販売会社　ファンドの募集の取扱いおよび解約お申込みの受付等を行います。
販売会社一覧をご覧ください。